

## 増田地区実質化された人・農地プラン

市町村名	地区名(地区内集落名)	作成年月	直近の更新年月
名取市	増田地区(増田、手倉田、田高、上余田、下余田)	平成26年2月	令和4年3月

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	424.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	308.0ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	45.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	117.1ha

### 2 地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の過半の世帯で農業後継者がいない、もしくは未定となっているが、農地利用は進んでいる。</li> <li>・農地中間管理事業の詳しい内容が分からない、公平性・透明性に不明な点がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理機構の利用するための条件がよくわからない。</li> <li>・水田のほとんどが法人へ集積されている、残っている田は、区画が小さく借り手がでるか不安である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地が近年増加してきている。</li> <li>・面積の小さい田や現況が畑の受け手が見つからない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業後継者の有無については、農家によって主体がはっきりしていない。(世帯主から見てなのか、経営主にたいていなのか。)</li> <li>・市街地や兼業農家の高齢化も進み、世代交代により農地賃貸借が一層進むところに来ている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者不足はもちろんであるが、後継者がいても農業経営に対する不安からスムーズな事業継承が難しい。</li> </ul>

### 3 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心経営体である認定農業者等が農地利用を担っていく。</li> <li>・ほ場整備における促進計画の担い手が農地集積・集約化を行っていく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区ごとの集約を目指したとき、農地の交換や変更を行う。</li> <li>・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れ必要に応じて行っていく。</li> </ul>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>農地中間管理機構の活用方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えができるよう、機構を通じて新たな中心経営体への貸付けを進めていく。</li> </ul>
<p><b>農業経営の効率化・安定化に向けた取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲と大豆・麦等の土地利用型作物の取組を継続して実施していく。</li> <li>・特産品である野菜を組み合わせた複合経営の継続と拡大について推進する。</li> </ul>
<p><b>基盤整備への取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田における生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、下余田Ⅱ期地区(下余田成田、草倉田、高柳他)において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</li> </ul>

5 今後の中心となる経営体の状況

(1)中心経営体数

	個人等	法人
① 認定農業者	18人	3法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人